DITA 索引テストデータ(日本語)

Antenna House, Inc. 12 11 2009 UD2009-002 1 2009 2009 Antenna House, Inc.

目次

第1章	テストデータ:日本国憲法	1
1.1	英数字データ	. 1
1.2	日本国憲法 前文	. 1
1.3	第1章天皇	1
1.4	第2章 戦争の放棄	2
1.5	第3章 国民の権利及び義務	2
索引		3

第1章 テストデータ:日本国憲法

1.1 英数字データ

2000年問題

<DATA/>

XML 文書

<element/>

1.2 日本国憲法 前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者をつうじて行動し、われらとわれ らの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもた らす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする ことを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そも そも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その 権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類 普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反 する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚 するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存 を保持しようと決意した。われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上か ら永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思 ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存 する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないの であって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の 主権を維持し、他国との対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成すること を誓ふ

1.3 第 1 章 天皇

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主 権の存する日本国民の総意に基く。

第2条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところによ り、これを継承する。

第3条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣 が、その責任を負ふ。

第4条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能 を有しない。

2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができ る。

第5条 阜室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその 国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第6条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

2 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を 行ふ。

- 1. 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 2.国会を召集すること。
- 3.衆議院を解散すること。
- 4. 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 5. 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 6.大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 7. 栄典を授与すること。
- 8. 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 9.外国の大使及び公使を接受すること。
- 10. 儀式を行ふこと。

第8条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

1.4 第2章 戦争の放棄

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交 戦権は、これを認めない。

1.5 第3章 国民の権利及び義務

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び 増進に努めなければならない。

索引

記号・数字	行使1,2
<data></data> 1	皇室典範1
2000 年問題	皇室の財産授受の制限2
2000 十间层1	公衆衛生2
E	向上及び増進2
_	公正と信義1
<element></element> 1	行動1
	国際社会1
X	国際紛争2
XML 文書1	国際平和2
	国事1
あ	国事行為1
	国政1
圧迫と偏狭	国政に関する権能1
安全と生存を保持1	国民1
委任1	国民の厳粛な信託1
永久にこれを放棄2	国民の代表者1
栄典	国務大臣
授与2	国家1
	国会議員
か	国会の議決1
解決する手段2	
外交文書2	
/1人人目 外国の大使及び公使 2	
確認	国権の発動たる戦争2
各国の責務	四個シルガルでも刊す
関係を支配する	5
官吏の任免	
音文がL元 2 希求 2	最高裁判所2
儀式	裁判官2
基調	自国のことのみに専念し1
享受1	自国の主権を維持1
予文	子孫1
玉 <u> </u>	社会福祉2
国2 国の交戦権	社会保障2
これを認めない2	衆議院を解散2
	自由のもたらす恵沢1
継承1 刑の執行の免除2	確保1
刑の執行の兇席2 決意1	主権が国民に存する1
	主権の存する1
権威	諸国民1
	協和1
健康で文化的な最低限度の生活	成果1
営む権利	信任状2
憲法1	信頼1
確定1	人類普遍の原理1
憲法改正、法律、政令及び条約を公布…2	崇高な理想1
憲法の定める国事に関する行為1	深く自覚する1
原理1	崇高な理想と目的1
権力1	すべての生活部面2
皇位1	正義と秩序2
行為1	誠実2
皇位の継承1	

政治道徳の法則1	武力による威嚇	. 2
正当に選挙された国会1	武力の行使	. 2
政府の行為1	平和のうちに生存する権利	. 1
世襲1	平和を愛する諸国民	
接受2	平和を維持	
摂政1	法則	
宣言1	法律	. 1
	 法令及び詔勅	
専制と隷従1	保持しない	
全世界の国民1		-
戦争の惨禍1	ま	
全力		1
	名誉ある地位	. I
た	ે	
姓 25 冬		
第 25 条	陸海空軍その他の戦力	. 2
第9条2		
大使2	わ	
大赦	わが国全土	1
対等関係1	42//4 国土工	. 1
代表者1		
他国1		
他国を無視してはならない1		
達成1		
地位1		
誓ふ1		
地上から永遠に除去1		
努めなければならない2		
天皇1		
天皇の権能の限界1		
天皇の国事行為2		
天皇の国事行為の委任1		
天皇の地位・国民主権1		
特赦2		
な		
内閣総理大臣1		
内閣の指名		
内閣の助言と承認		
内閣の責任1		
日本国の象徴1		
日本国民		
「「中国人		
日本国民統合の象徴1		
日本国民の総意1		
人間相互1		
認証		
松龍		
1,2		
は		
排除1		
批准書2		
福利1		
復権2		
普遍的1		